

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： イノベーションボックス税制の創設

令和6年度税制改正により、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、イノベーションボックス税制が創設されました。現行の研究開発税制は、研究開発を促進し、研究開発段階における不確実性リスクを軽減するための優遇税制ですが、今回新たに導入されたイノベーションボックス税制は、研究開発の結果である研究開発後の産業化に伴い生じる所得に対しての優遇税制であり、研究から産業化までの一連の活動に対してインセンティブを付与することで、諸外国と比較して遜色ない税制面の環境整備をし、日本におけるイノベーションへの投資推進を図る狙いです。

1. 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において特許権譲渡等取引（下記2参照）を行った場合には、その事業年度の所得金額と、下記算式により計算された金額とのいずれか少ない金額の30%を損金算入（所得控除）することができます（措法59の3①）。本制度は、確定申告書等に損金算入に関する申告の記載があり、かつ、明細書等の添付がある場合に限り、適用されます（措法59の3⑤）。

$$\text{特許権譲渡等取引に係る所得の金額} \times \frac{\text{イ) 下記ロの金額に含まれる適格研究開発費¹の額の合計額}}{\text{ロ) 当期及び前期以前（令和7年4月1日以後開始事業年度）の特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額}}$$

2. 特許権等譲渡取引

特許権譲渡等取引とは、次のものをいいます（措法59の3①）。

- ① 居住者又は内国法人（関連者²を除きます。）に対する特定特許権等の譲渡
特定特許権等とは、令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及びAI関連技術を活用したプログラムの著作物で我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるものをいいます（措法59の3②二）。
- ② 他の者（非居住者や外国法人を含みますが、関連者は除かれます。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含みます。）

3. 諸外国の導入状況

2000年代から欧州を中心に導入が始まり、近年では中国・インド・シンガポール・香港などのアジア諸国でも導入・検討が進展しています。

¹ 研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所得を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。

² 関連者とは、移転価格税制における関連者と同様の基準で判定します。法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等（その他方の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものをいいます（措法59の3②一）。

導入国	研究開発税制	イノベーションボックス税制			税率	法人税率
	控除率	対象資産				
		特許	ソフトウェア	その他		
フランス (2001)	5%	○	○	-	10%	25.8%
ベルギー (2007)	加速償却	○	○	-	3.75%	25%
オランダ (2007)	16%	○	○	○	9%	25.8%
スイス (2011)	150%損金算入	○	○	-	最大 90% 減税	14.87%
中国 (2008)	175%損金算入	○	-	-	15%	25%
イギリス (2013)	13%	○	-	-	10%	25%
インド (2017)	100%加重控除	○	-	-	10%	25.17%
シンガポール (2018)	200%損金算入	○	○	-	5%or 10%	17%
香港 (2024 目標)	200%損金算入	○	○	-	5%	16.5%
オーストラリア (検討中)	18.5%	○	-	-	17%	30%

出典元：経済産業省「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」(https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/index.html, 2024年6月18日取得)を加工して作成

4. グローバルミニマム課税との関係

税額控除は税額を減少させ、実効税率を下げることになります。グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール（IIR）上の実効税率算定（下記算式）においても、分子（国別調整後対象租税額）から控除するのが原則であり、実効税率が15%未満となった場合には合算課税の対象となります。

$$\text{「国別」実効税率} \times \frac{\text{「国別」調整後対象租税額}}{\text{「国別」グループ純所得の金額}}$$

しかし、OECDのGloBE規則（Global Anti-Base Erosion Rule）は、税額控除のうち、現金給付の補助金と同質なものを「適格給付付き税額控除 Qualified Refundable Tax Credit」（QRTC）と区分し、分子の調整後対象租税額から控除するのではなく、分母の純所得の額に加算することを定めています（GloBE規則3.2.4条）。このモデルルールをもとに、わが国でも、令和6年度税制改正により、税額控除の要件充足から4年以内に現金または現金同等の方法で還付される予定の税額控除額については、適格給付付き税額控除額とし、分子から控除せずに分母に加算することとされました（法人税法施行令155条の18②一）。この場合、分母が増えるため実効税率は多少減少しますが、分子から控除するよりも影響は少なく済むため、他の優遇税制措置のように著しい実効税率低下への影響は受けないものと考えられます。今後、投資国において税額控除を受ける場合には、適格給付付き税額控除に該当するかどうか留意する必要があります。

お見逃しなく！

イノベーション投資促進のためのもう一つの柱である研究開発税制についても令和6年度改正により制度の一部が改正されました。試験研究費が減少した場合には控除率が引き下げとなり、また、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外されることになりました。